

**東京労働局長 富田 望 様**

東京都府中市栄町 3-14-16-302

橋本策也 [Sakuya.hashi@gmail.com](mailto:Sakuya.hashi@gmail.com) 090-3409-7768

## 東京都最低賃金審議会の公開による審議やり直しを求めます

2024 年 8 月 5 日、東京地方最低賃金審議会(以下「審議会」と略)は、東京都最低賃金(以下「東京最賃」と略)の 50 円(4.49%)引き上げを答申しました。しかしながら傍聴も制限し、公開とされた専門委員会の開催も公示されない密室審議による決定です。私は昨年・今年と中央最低賃金審議会、同日安小委員会、東京地方最低賃金審議会、同専門部会の傍聴と情報公開を追求してきました。今回の東京地方最低賃金審議会の答申は、公開とされた専門医委員会の開催公示すらなせず、傍聴を認めない審議により決定されました。以下審議会答申による東京の最低賃金改定に異議を申し立て、審議会審議のやり直しを求めます。

### 1. 審議会は専門部会の開催公示がなされず、傍聴も認めませんでした。

東京の最低賃金審議の実質的な審議の場である東京地方最低賃金審議会専門部会(以下「専門部会」と略)は、今年度より傍聴も認め議事公開するとされ、2024 年 7 月 30 日午後 4 時からの開催(審議会本審に引き続き開催)は公示され、傍聴希望がつのられました。しかしそれ以降の開催は公示もされず、傍聴も受け付けられていません。これは公開に値しない密室審議であり、公開による審議のやり直しを求めます。

### 2. 専門部会がいつ、何回開催されたかもわかりません。

私は 7 月 30 日の審議会本審・専門部会の傍聴希望を行いました。抽選により落選し傍聴できませんでした。専門部会の開催過程は不明です。8 月 5 日の審議会本審席上(傍聴・当選し参加)では、審議会委員より 5 回開催したとの発言がありました。(ただしこれも私の記憶です。傍聴は録音・録画禁止、パソコン持ち込みによる記録も禁止されました)。専門部会は少なくとも複数回開催されていますが、開催回数すら不明です。

☆8月5日、東京労働局長あて行政文書開示請求を行っています。(別紙添付)

### 3. 中央最低賃金審議会にくらべても著しい密室審議で、公開によるやり直しが必要です。

#### 2024 最賃審議会公開状況

	資料公開	開催回数	公開・傍聴	傍聴人数	
中央審議会	即日ホームページで公開		公開	数十名	
同日安小委	同	5 回	部分公開	同	開催順次公示
東京審議会	開示請求で 3 週間後入手		公開	4-6 名抽選	
同 専門委員会	まだ未入手	回数不明	今年より部分公開	同	2 回目以降は公示なし

中央最低賃金審議会・同日安小委員会は、開催公示・傍聴受付がなされ、傍聴席も多数用意されます。私も 2 年間で落選したことは東京労働局庁舎が会場とされた回のみ。会議資料は開催と同時にホームページにアップされ、事前撮影・パソコン持ち込みOK、資料をパソコンでも見ながら、委員の発言を記録しています。

しかし東京地方最低賃金審議会は、傍聴も少人数(会場は変わらないのにコロナ以前より少なくなっています)、配布資料はホームページには乗らず、落選者は情報公開請求により 3 週間後に入手するしかありません。

東京最賃決定の論拠、審議内容が非公開のまま、形だけ「異議申出」を求めることは許せません。せめて中央最低賃金審議会と同レベルに審議内容を公開し、東京最賃の再審議を行うことを強く求めます。 以上

行政文書開示請求書

東京労働局長

殿

令和  年  月  日

(記載例:令和  年  月  日)

【記入上の注意】

- ※ 太枠内に記載された文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読取を行うので、枠からはみ出さないように大きめの文字で、マス目の部分については1マスに1字ずつ、明確に御記入ください。
- ※ 「姓」と「名」の間、「団体名」と「職名」と「氏名」の間は、それぞれ1字空けてください。「濁点(・)」、半濁点(゜)のある文字は、1マス内に御記入ください。撥音(ゃ、ゅ、など)、促音(っ)、長音(ー)、中点(ゝ)は1文字として取り扱い、また、「キ」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。

氏名又は名称 \*法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者職氏名を記載:

(ふりがな)はしもごさくや

氏名 又は 名称	橋	本	策	也															

住所又は居所 \*法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地等を記載:

※1段目の左上から御記入ください。

郵便番号    -

東京都府中市柴町3-16-14-302

TEL090-3409-7768

連絡先 \*連絡先を指定する場合は、当該連絡担当の氏名及び住所・電話番号等を記載:

(ふりがな)

TEL

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

- ※請求する行政文書が特定できるよう、文書の名称や求める文書の内容等をできるだけ具体的に御記入ください。
- ※欄が不足する場合には、行政文書開示請求書(別添)に御記入してください。

2024年7月30日 午後4時開催分以降開催されたすべての令和6年度東京地方最低賃金審議会 東京都最低賃金専門部会の公示の有無、審議において公・労・使三者が同席する場の有無および回数、会議会議配布資料・録音記録及び傍聴者の公募および決定過程、公示・公募を行わなかった会があるなら公示・公募を行わなかった決定及び理由を示す文書・記録など  
申込者数、当選者数、実際の傍聴者数 の情報公開を求めます。

2 求める開示の実施の方法(※本項目の記入は任意です。請求時に開示実施方法を指定する場合に御記入ください。)

\*ア又はイに○印を付し、アを選択した場合は、実施方法、実施希望日も記載